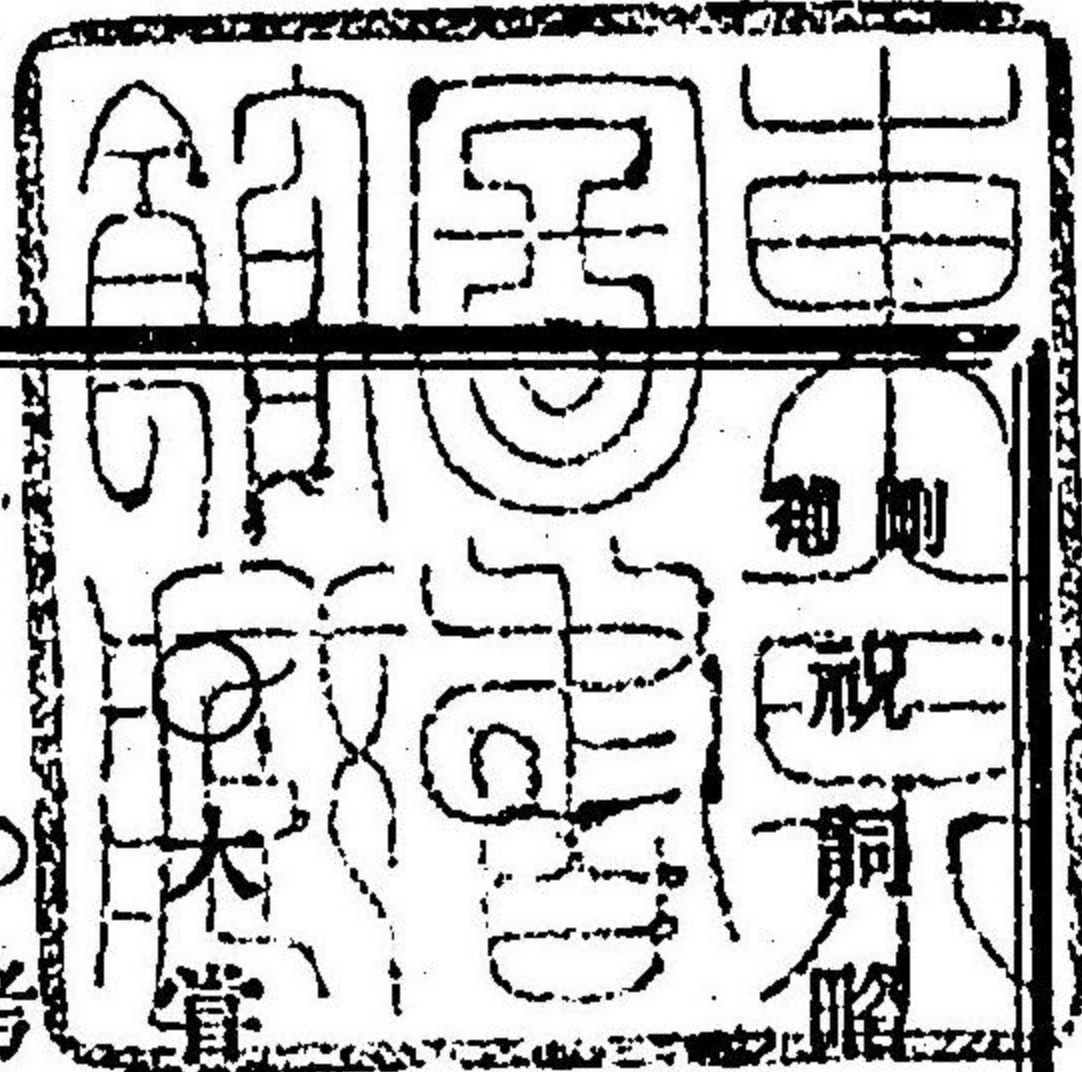


特35
794

增補
祝詞略解
久保幸著
五



解五之卷

久保季茲 謹編

○考云まづ上代よりは大嘗新嘗といふ分ち無し神代紀
に新嘗とあるは思ふよ年々の事なりむ仁徳天皇紀よ
新嘗とあるは何れとも知難し清寧天皇十一月紀に依
大嘗供奉料遣播磨國司云々とあり又弘計天皇紀に右
同事を新嘗と書ゆれど是は共に即位の時の大祀の大
嘗と聞ゆ天武天皇紀に新嘗とあるも事のさま同じく
大祀の大嘗也かくて後文武天皇乃神祇令仲冬常例の
祭の條に大嘗とあるは毎年の祭なり同令次條に凡大

嘗者毎世一度國司行事以下毎年所司行事在京諸司預祭事者也
と有て一世一度をも毎年なるをも共々大嘗とありか
くて此式は新嘗祭と記されたり云々○新嘗祭奠幣
案上神三百四座並社一百九十八所此は古本云々前一
百六座云々右中印日於此官齋院官人行事諸司不但頒
幣及造供神物料度中臣祝詞料准月次祭○大嘗新嘗と
分ること今より後いつの御時よや續日本紀以下其史
を考べし○後釋云こゝは毎年の祭の内なれば毎年の
新嘗なる事は論なきを新嘗と顯さずして大嘗と題さ
れたるも古の唱なれば難いなと○今按よ大嘗新嘗の
事を記傳卷八に委しく見えたるを考へ合すべし○
此祭は高天原にて天照大神に始めり此國にては瓊々

杵命る筑紫大朝廷よて行ひ給ひしより今も絶えざる
こと踐祚大嘗卯日神事辰日公事と分れし事その祭の
状全く神今食と同じ死事この祭は祈年祭等に五穀豊
饒を祈り玉ふ報賽の御祭なること天武天皇紀五年な
るは悠紀主基の事見えたるは毎年によて踐祚大嘗に
非る事その外くさく講義に説ける事あれと所狭け
れは省けり○後釋云凡て大嘗新嘗は天皇の聞食すを
主とする事よて神に奉り給ふも天皇の聞食さむと
るよ就て先奉りたまふなり故古書に大嘗とハ聞食と
のよ云へり是天皇の聞食を主とする故也然れば神々
よ幣帛を奉らせ給ふも天皇の大嘗を聞食むとするに
依て奉りたまふにて此祝詞ハ其由を申させ給ふ祝詞

よこそあれ神は大神を奉り給ふ祝詞に非ず大神に
依て幣帛を奉り給ふ祭といふ事也抑世人大嘗新嘗は
唯神は奉り玉ふをのみ主と心得たるは古意にあらず
古書どもに此事を云る詞と心と着て能見は曉るべし
即此祝詞は皇御孫命乃大神聞食奉爲故爾とあるにて
も知るべし○紀傳云於富爾閉の爾閉は新饗を約たる
にて新稻を以て饗ををいふ名なり云々
集侍神主祝部等諸聞食登宣。

○集侍云々 講義云祈年月次祭例此に同じ但新嘗祭式
に諸社の班幣を記されぬ終に右中卯日於此官齋院官
人行事諸司不と見ゆると以思ふは祈年月次等の如く大
臣以下諸司乃共に預るよては無く唯神祇は官人のみ

て供奉れりしものなり云々貞觀儀式大神祭條にも卯日
平明神祇官班幣帛於諸神とありて諸司の供奉る事なし
依て思ふは大神新嘗ともは神饌を供せらるゝが本よて
願幣は却て末なるが故なり云々

高天原神留坐皇睦神漏岐神漏彌命以天社國社登敷坐留
皇神等前白久今年十一月中卯日天都御食乃長御食能
遠御食登皇御孫命乃大神聞食奉爲故爾皇神等相字巨乃比
奉且堅磐爾常磐爾齋比奉利茂御世爾幸爾奉止依志千秋五
百秋爾平久安聞食氏豐明爾明坐皇御孫命能宇豆乃幣
帛乎明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏朝日豐榮登爾稱辭竟奉乎
諸聞食登宣。

○天社國社登敷坐留 講義云敷坐とは宮殿をたて其處

一鎮坐ことと云々家藏を建る地を屋敷と云ふと思ふべし云々 ○祈年月次
とも一稱辭竟奉とあり彼が如は此方より天社國社を
定めて齋祭る由あるが此は其天社國社と神等比鎮在を
方を指て云るよて主客の相違あり云々 ○中卯日 講義
云中臣壽詞に中都卯日と有に依て訓べし云々 ○天都御
食 考云紀一書一 天忍穗耳尊を天降し玉はむとて天照
大御神の詔の中に以吾高天原所御齋庭之穗亦當御於吾
見ちふに依て云るなり ○講義云今此大嘗に當りて皇御
孫命の聞食し初る大御食を直に天津御食と申成て祝給
ふふり ○相宇豆乃比奉 考云孝錄天皇紀の詔に天坐神
地坐神乃守豆乃比奉氏と宜ひ稱徳天皇紀に天地宇倍奈
比由流之天とも詔ませてもて宇豆奈比とハ諾合と云に

意均れを知る云々 ○詔辭解云俗一神の納受し玉ふとい
ふに當れり ○講義云万葉十八に天地の神安比宇豆奈比
皇御祖の御靈多須氣豆ともあり此言義は古事記一三貴
子と見え神代紀一珍子とあるとも大殿祭詞に依て宇
都御子と訓べき例あるが猶万葉六一天皇朕宇豆乃御手
以又祝詞に宇豆の幣帛などある共に同おくして珍貴ふ
意と憐愛しむ意と物を盡し極めたる意と有て皆同類の
言也奈比ハ商呪トおとの例にて物の並累る狀の時いふ
詞なり此を乃比とも云え普通なり調價おどの例有
て奈比倍皇神等の相宇豆乃比奉給ふ事狀ハ何すと云ふ
よ同じ 祈年月次等の詞よ見えたる御祈の事共を聞食感け玉む
て當年大に年有て豊饒なるを云なりけり ○茂御世爾幸
閉奉止依氏 講義云神代紀なる大御神の御詔に以吾高

天原所御齋庭之穗亦當御於吾兒とも葦原千五百秋之瑞
穗國是吾子孫可王之地也宣爾皇孫就而治焉行矣寶隆之
隆當與天壤無窮者矣ともある大御命を指て心得べし云
々祈年月次等祭に御祈有て報賽の爲も行はせ玉ふ此新
嘗祭よしわれれば必其事を引出て幸奉奉依志とハ宣る事
なり依志賜爾布依志といふ意味なり次句千秋五百秋に平
久安久聞食豆云々と有に對照して曉るべし本奉奉止
雲本ふハ爾に誤れ玉又賀茂翁の考よ奉奉爾依豆と改られたるに甚あき誤あり云々○平久安久聞
食豆 講義云上よ皇御孫命乃大嘗聞食奉爲故爾とある
其大嘗を千秋五百秋に平けく聞食と也○豐明爾明坐奉
記傳云豐明は登余能阿迦理と訓云々豐は例乃稱辭明
はもと大御酒を食て大御顔の赤々と坐せるを申せる言

にて祝詞よ豐明に明坐とある是也又赤丹穗爾聞食とあ
るも同事にて御酒を食て御顔の赤々と坐せるを申せる
事續紀よ黒紀白紀の御酒を赤丹乃保仁多末倍惠良伎と
有を以知べし此は常の御顔を申すよは非也御酒を食て
赤らと坐る由也右の續紀の文にて知るべし又大嘗祭詞
爾は御食と乃と有て御酒れ事ハ云ざるにも豐明爾云々
と有は如何と云に凡て御食と云は御酒も其中よ具る内
に大嘗ハ殊に御酒を重くし玉ふ事云も更也中臣壽詞の
文を以知るべし然れば豐明爾明坐と云は元彼登余本岐
本岐或は神集爾集又伊豆乃千別爾千別氏など云格の語
なるが即ち其宴の名とハ成れるなり○講義云職員令の
大嘗の義解に朝者諸神相嘗祭夕者供新穀於至尊也と有

て諸神の相嘗も至尊の聞食すも同日の事なりけむを中
古より卯日は神事よて辰日豊明節會なり云々○今按に
此職員令義解の文のふとは別に云ふべし講義乃説も信
ひ難きことあり○荒妙爾備奉氏 講義云爾辭の下爾至
迄爾の字を加へて意得べし
事別。忌部能弱肩爾太穢取挂氏持由麻波利仕奉留幣帛乎。神
主祝部等請氏。事不落棒持氏奉登宣。

○事不落 考云事を漏さき也○公事根源新嘗祭の條に
云新嘗祭ハ神今食に同じ平手の數十二なり其外は替ら
き是は今年の初穂を神に奉らせ給ふ義なり○同書神今
食の條に云大較の大嘗祭の神饌の義に同云々伊勢天
照大神を勸請申されて天子御身自ら神饌を供せさせ給

ふにや云々○今按に此祭の大略と諸書の此祭また神今
食の儀式を合せていさゝか記さは十一月中卯の日早且
神祇官にて新嘗の班幣あり神名帳ハ新嘗とある社々に
て此時の祝詞すなはち此の
詞ハ 其夜戌刻に乗輿神嘉殿よ幸す主殿寮御湯を供そ神
祇官大殿祭を仕奉る祭預る司人各々事を執り神座を
敷く神座ハ四帖の上一丈二尺の疊その上ハ六尺
敷の疊四帖の上九尺の疊七帖の上ハ八重疊を敷
き八重疊の下ハ板枕を敷く御衾を疊の上ハ本
る神座の東ハ巽に向て半帖を敷き神座とす 亥一刻に
采女時を申し宸儀神殿に進と給ひ雲の神饌を奉らせ給
ふ寅一刻にこれは貞觀儀式に據れ曉の膳を供は儀式宵
に同云卯一刻還御了りて大殿祭あり辰日豊明の節會
なり公事根源云今年の稻を神よ奉り給ひて今
日君も聞召し臣下おも賜ふ節會行ハる云々
○鎮御魂齋戸祭戸祭亦同

○考云四時祭式に十二鎮御魂齋戸祭云々右於官齋院
中臣行事云云此は神祇官の齋院と齋戸といふ清和
天皇紀に神祇官の西院齋戸、神殿とあり是即八神を齋
奉る所也かくて貞觀儀式この四時祭にも十一月中、寅
日晡時宮内省にて行はる、御魂鎮の事は委しくあり
て此十二月なるハ此式のとよして他に見えず後世江次第な
見えず是ハ大臣など比參集も無くて輕き祭よやあふ
む然るを彼宮内省の重き祭よは祝詞の事見えすして
此齋戸祭よれ、かく祝詞の有ハをほつかない事あり
扱この齋戸の祭には幣その外の事いさゝり式に記さ
れて事の狀明かならき依てかの十一月行はる、事を
左に引て此祭の大概と知らしめむとれるなり○鎮魂

祭中宮准之但神八座神魂高御魂生魂足魂玉留大直日
更不給衣服神一座云々右其日御巫於官齋院春稻飯以鹿筥炊以韓
竈訖即盛藺筥納櫃居案神部一人執向祭所供之云々右
中、寅日晡時中宮鎮魂同日祭之五位以上及諸司官人參集宮内省
さて内侍御服を持って内より出大膳造酒司八代物を供
玉む次ハ猿女を參らぬ時に大臣式部を召て諸司とま
ゐらせ治部を召て歌女と參らせ大藏に鬘木綿を給は
せ神祇伯御琴ひき笛吹を召て合さしめ歌者始奏神部
堂上よて手を拍ち事を催す御巫猿女舞終りて神祇五
位一人侍從二人宮内丞一人内舍人二人大舍人二人次
と以進て庭に舞並官宮内省を喚て酒食を賜ひ三度れ
後拍手て退是より前棚上に桶と伏せ案上に御衣を置

かの琴笛を仕る時御巫右の棚の下よて舞ひ中臣絲を
結ぶ御巫その宇氣と梓にて突鳴らす間よ内侍御衣乃
管を開て振動りすかくして其御魂結の糸を御竈の神
鍋へ入して封る事など江家次第抄に委し○この祭の起
れる事は古事記よ天照大御神天岩門に隠れまよ云々
天宇受賣命日影を鬢カサに繫け眞抗マコを襦として小竹葉を
手草に結て天岩屋戸に汗氣アセ伏て踏躡かじ爲神懸云々
神代紀云又紀に猿女遠祖天鈿女命則手持茅纏チヤウキ之サカサ稍立
禮云于該於天石窟戸之前巧作俳優云々これらの事をうつして
なす也然れば天皇の御魂の岩戸隠れし玉はぬ爲の祭
ある事知べし古語拾遺に鎮魂之儀者天鈿女命之遺跡
則御巫之職者應任舊氏云々と云るは然ることなり○

舊事記に天神詔授天璽瑞寶十種云々又云磐余彦尊元
年十一月庚寅宇麻志麻治命初齋神寶奉爲帝后鎮祭祈
請壽祚其鎮魂之祭自此而始矣と云るは彼十種神寶ち
ふものより附添たる説よて皆取ふ足や云々○今按よ
考にはかく舊事記と取られねと此の實に正しき古傳
の有りて記したる物と聞ゆまば信用べし考説の却を
て委しからる○後釋云齋戸は伊波比度と訓べし戸は
借字にて處の意なり此は神祇官齋院の事よて八柱神
等と齋祭る處なる故よ齋戸と云なり斯て此祭は彼處
にて行はるゝ故よ齋戸祭といふ抑此祭は限りて其行
ふ處を以て祭の名とする事は彼十一月よ宮内省にて
行はるゝ鎮魂祭ある故に其と分む爲に處の名を以て

ふなるべし扱その十一月の鎮魂祭もある上よ又此祭
もある故はこの祭は御坐所に平かに坐坐むことを祈
り給ふと主とする祭よて鎮御魂と云も御坐所よ鎮る
由なり然れば此祝詞初に大殿の事をいひ終よ平久御
坐所_爾令_御坐_給止云々といへり○講義云四時祭式云
々此條の末よ右於_此官齋院_中臣行事と有を以て考ふ
るよ彼鎮魂祭の如く諸司乃預る所よ非きとて神祇官
にて其官人のこの行ふ所なるが故よ殊に其式をも載
出さきざるなりけり又其日を何日と載られざるも其
宜_死日と十二月乃中よ定めて行はるゝ事なるが故を
るべし云々彼鎮魂祭の御魂を招_魂殖_す神事よの齋戸祭
は其鎮魂祭に結びたる御魂緒を齋戸よ鎮祭るよて御

坐所と有も彼齋院よ坐八神殿よなる事下に云が如く
必別々の事ならむ同事の前後の序なるものなりされ
ハ右の鎮魂には御巫以下の人々に種々乃所作ありて
祝詞無く此鎮御魂齋戸祭は本官にて中臣の執行ふと
はいへども尋常の神事の如くなる故に祝詞のみあり
て異なる所作なりなり惜此詞の体凡ては古からず今
京以降の語格も且々に交り令及び儀式ともよ此事を
載_トれ_キ唯此四時祭式にの_レ記されたるをもて當時
殊に故有て出来る神事な_トむを猶行はれ_キとて延喜
以後にハ絶たる_トむかと思ふに然ら_キ詞に自此十二
月始來十二月爾至_万豆爾とあれば申す迄もなく恒例
の神事なるよ其跡の全_一物よ見えざるに就て考ふる

に十一月宮内省にて行へる、鎮魂祭の魂筥を十二月
に當て神祇官齋院に鎮め替るなむ此齋戸祭は有べ
き然思と由は三代實錄に貞觀二年秋七月廿七日甲辰
倫兒開神祇官西院齋戸神殿盜取三所齋戸衣並主上結
御魂緒等とあるにて魂匣を收奉る所在なること著明
ければなり三所齋戸衣とハ天皇中宮奉然れども十一
月なるが主とる祭よて十二月なるハそを齋戸鎮祭
給ふ事よて事輕きに似たり是を以て諸史ども十一
月なるをの記されて十二月なると省る、例と見え
たり十二月とはいへども定れる日とて有され然れ
ハ鎮御魂戸齋祭と古來訓來ることよハあれども鎮御
魂齋戸祭と訓と改むべきなりさて其御魂とは彼鎮魂

祭の御魂匣を云かり○中宮春宮云々 講義云神名式
よ依て考るに神祇官西院坐御巫等祭神廿三座並大月次新嘗
とある中に御巫祭神八座並大月次新嘗中とありて八
柱神の御名と載られたり此御巫を祝詞に大御巫とあ
り右社々は何も御巫の齋奉る中に殊に此八神は鎮魂
の神に坐が故に中宮よりも東宮よりも御巫を附進せ
られて祭らしめ給ふなり然れば天皇の御ハ大御巫此
を守り中宮東宮乃は各其御巫ありて此を主る事也と
見えたり故祭式なる此條下よも中宮准之と見え又別
條に東宮鎮御魂齋戸祭とは有なりけり又鎮魂祭の下
又日、日、時、供、東云々又鎮魂と見ゆ十一月、中、寅、日、宮、内、省、に、て、鎮、魂、
祭、を、行、ひ、給、ひ、て、御、魂、緒、を、結、び、御、魂、筥、に、取、め、十、二、月、に

至てそを右に齋戸に鎮奉り去歳の舊に易ふ此と鎮御
魂齋戸祭とは云なりさて鎮魂祭に御靈を殖したると
御魂匣に收て齋戸に鎮祭る事はし右の八神の祈年
祭の下に説る如く天皇を始奉り天下人類の身体を守
護給ふ神に坐れ故にその神等の齋戸と御魂の御坐所
と爲ぬまふ事なり云々

高天之原神留坐須皇親神漏岐神漏美能命乎以氏皇御孫
之命波豐葦原能水穗國乎安國止定奉氏下津磐根爾宮柱太
敷立高天之原爾千木高知氏天之御蔭日之御蔭止稱辭竟奉
氏奉御衣波上下備奉氏宇豆乃幣帛波明妙照妙和妙荒妙五
色物御酒波貳邊高知貳腹滿雙志山野物波甘菜辛菜青海原
物波鱈廣物鱈狹物與津海菜邊津海菜爾至萬氏雜物乎如橫

山置高成氏獻留宇豆乃幣帛乎安幣帛能足幣帛止平久聞食
氏皇我長朝廷乎常磐爾堅磐爾齋奉茂御世爾幸閉奉給氏自此
十二月始來十二月爾至萬氏平久御坐所令御坐給止今年十
二月某日齋比鎮奉止中

○高天原爾云々安國止定奉氏講義云此は皇孫命の顯
國を所知して大御世の定れる初を云るなり安國止定奉
氏にて文勢落着して下へ聯あき此までは天皇の御事以
下は八神の御在所にて所謂齋戸乃事なり思混べからせ
云々安國登平久所知食止定奉氏といふ意味かり如斯省
よ過たる状なるハ此は鎮魂の事にこそ專と要あれ此國
所知食の事の委まれば及ぶまおければなり○下津磐
根爾云々天之御蔭日之御蔭止稱辭竟奉氏講義云此は

彼神祇官西院坐御巫祭神八座乃鎮坐す宮居の事也上り上り
け見る時非らくいふ例ハ春日祭詞下津岩根爾宮
柱廣知立高天原爾千木高知豆天乃御蔭日乃御蔭止定奉
豆貢流神寶者云々ある是なりこの稱辭竟奉氏より後
段なる奉御衣波云々と有をもても天皇の御上を云るに
は非る事著きを猶天皇此宮殿の御事に稱辭竟奉といふ
例かきをも思ふべきなり○奉御衣 講義云上なる稱辭
竟奉氏より續けて心得べし彼八神殿奉奉玉ふなり
上引る三代實錄三所齋戸衣とあると以思ふに天皇
中宮東宮共に大御身自召させ給ふ大御衣を結御魂緒と
共に齋ひ納めらる、なりけり然れば此の幣物漏さは漏さ
れたるべし下宇豆乃幣帛波云々と條目を別られたる

よ心を着けて考ふべし但一匹と有や上下の御衣の○上
下 考云古事記に伊邪那岐命の祓に御衣御裳御禪あり
又同記應神下永壯士誓務壯夫云避上下衣服とあきて次
よ其母織縫衣禪云々と有の禪と下と云たれど猶それ
はあらで彼御裳をころ下とはいふべくればゆれ云々○
講義云上下とは天皇東宮の御の御衣と御袴なり中宮の
御は御衣と御裳なり備奉とある上ハ袍下衣單衣表裾下
裙袴單袴帔髻髮襪領巾等至るまでも男女共悉く不
足事なく備ふるを云なり然云ふ由は古事記に云々避上
上衣服云々織縫衣禪及襪沓云々と有にて上下と云事著
ければなり云々○今按に記傳に上とは衣をいひ下とは
袴を云へりとして吉部秘訓抄などを引て諭されたり右

引る考の説少し疑ひきふしあれと思ふ旨ありて載たり
尙こ乃事別に云べし○自此十二月始云々齋比鎮奉止申
講義云此段ハ彼鎮魂祭ハ御魂匣を天皇中宮東宮ハ御
魂として八神の御坐所の齋院に平けく令大坐給へと祈
申させ給ふなり○自此十二月ハ去年の舊きを當年の新
しに改めて納替るを云なり來十二月爾至万氏爾は當
十二月に鎮祭るハ來年のなり是以來十二月爾云々とは
云るなき借此に付て思ふに古ハ庶人に至迄も皆此魂祭
をば物しけるよや詞花集ハ曾根好忠「魂祭る年の終に成
よけり今日にや又も逢はむとすむと詠るなど亡魂を
祭る事とは聞えざればなり一首の意は魂祭する十二月
に成ぬ此事を物するは眞幸くて又來年の今日ハ逢はむ

とけるなむむといふ事なるを思ふに極めてこの鎮御魂
齋戸祭を見擬ひ行ふが故也云々御座所は天皇ハ御座所
を云にあふを謂ゆる齋戸よて八神殿の御事也云々十二
月某日ハ月の中に吉日を撰び用ゐらるゝ也齋比鎮奉止
申は十一月鎮魂祭の御魂匣と右の八神の御座所の齋處
に鎮め祭トせ給ふとなり○今按よ此詞は考に論はれた
る如く不審きこと多かり然るを講義に考の説を謬とし
て本文のまよ解あるおと上よ引出たるが如し此説の
中には信け難くればあることもあると古書ハなるべき
限り原文乃まよに解くべくればゆる故に今姑く其説よ
據れりなほ鎮魂祭のことは講義また伴氏の鎮魂傳など
よも委しと予も思ふ由ありて記し出むとすれはすべて

爰には洩せり

○伊勢大神宮

○考云崇神天皇六年に倭の笠縫、邑に齋ひ奉りたるを垂仁天皇二十五年に大御神の教へ玉ふまに、伊勢國度會縣五十銘、川上、齋さ奉りたること紀に見ゆるが如しかく、て古事記、天、御孫命天降、坐す時、曰く天、兒屋命布刀玉命、天、宇受賣命、伊斯許理度賣命、玉、祖命并五伴緒、矣分加、而天降也、於是副賜、其遠、岐斯八尺、句璵鏡及草薙、劍亦常世、思兼、神手力男神、天、石門別神、而詔者、此之鏡者、專爲我御魂、而如拜、吾御前、伊都伎奉、以思金神者、取持前事、爲政、此二柱、神者拜祭、佐久々斯、侶伊須受能宮、次登由宇氣神、此者坐、外宮之度相者也云々○今按に此大御神の御事は延曆儀式

帳また倭姫命世記あどにその遷幸のこと、も詳に見え、たれど事長ければ爰に云はせ、さて考よなほ種々云れたることあるを後釋にも既に考に此よ云はれたる事ども、乃中よ誤いと多しとある如くなれば、凡て引出せ又講義に、甚委く云るを中々に精密に過て紛ふは、一ければ、此はた一向よ記さきなむ

○二月祈年六月十二月月次祭

○考云是より下の六の祝詞は伊勢大御神の宮にむりひて御使の中臣の宣り申すあり○講義云神宮乃例年中三節祭と云て殊よ重くるは六月十二月の月次祭と九月神嘗祭と合せて三節なり云々○今按に此等此祭の儀は延曆儀式帳などに委しければ披見るべし

、には所狭くて載せ難し

天皇我御命以氏。度會乃宇治乃五十鈴川上乃。下津石根爾稱
辭竟奉留。皇大神能大前爾申。久常毛。進流二月祈年。以六月月
次之辭。大幣帛乎。某官位姓名乎。爲使天。令持捧。氏進給。布。御命
相換。手申給。久申。

○天皇我大命以氏 考云こは殊に皇御孫命と有へきに
臣民よ宣坐る大命乃如く有はれはつかると○古き祝詞
神賀詞を合せ見るよ神よ告には必き御孫命とあるなり
然るに今の京に書る春日平野久度古開また此大神宮へ
奉り玉ふ詞にハ天皇のと書れたるの如何なる故か有け
む○今按に此よ世降ちては古の格は漸失れある故なる
べし大神宮の詞は是へて古かトぬを思ふべきなり○度

會乃宇治乃五十鈴川上 考云今の神宮の川つらなり
云々○今按よ度會は伊勢風土記よ夫所以号度會者畝傍
榎原宮御守神倭磐余彦天皇詔天日別命覓國之時云々大
國玉神遣使奉迎天日別命因令造其彌不堪造畢于時到令
以梓弓爲橋而度焉爰大國玉神資彊豆佐々良比賣命參來
迎相士橋郷岡本村云々度會焉因以爲名也とあり宇治も
五十鈴も地名ありこの五十鈴を字に就て五十の鈴乃天
より降りし由に云るハ倭姫命世記よも出て古記説なが
く據るよ足トき○下津石根云々 講義云下津磐根よ齋
さ奉るといふ事なり云々○今按よ下津岩根よ齋奉ると
いふ事聞え難し然れは猶考説の如く下津石根の下に言
を省けるにて宮を立てといふ言を加へて心得べし○常

母進留 講義云齋内親王奉入詞み依恒例一とある如く常住不斷の事一成てあるを云へり此詞より始めて伊勢に幣帛を奉らせ給ふ詞一は皆あるなり○某官位姓名云々講義云神祇令一凡常祀之外須向諸社一供幣帛者皆取五位以上卜食者一充唯伊勢神宮常祀亦同と有て古くは異姓の人をも用ゐられたれども後には中臣一姓の人を以祭主一補せられて他姓を用ゐられぬ事となきり云々○令捧持 講義云御使の中臣に捧け持らむるを云○御命手講義云上に天皇我大命以氏とある對照なり○申給久考云上の申より下まで三つ申は御使乃申を由也

○豐受宮

○考云こは登與宇氣なるを與宇の約由一あれば登甲氣

と申す古言の例なる然るを古事記一今本一登由宇氣と書一は後一ゆくりなく書一そふかへるなるべし又後世登與氣と申すは一よ一古言知らずて宇一付て訓る俗のわざなり○大神宮式に豐受大神一座相殿三座一乃登由氣大神は既に大忌祭の條に申せる如く五の穀を始めて上が上下が下まで人の生榮る物一御祖にまらせは日大御神に並次て崇まる奉らるちふ事諸人の云るもひとしく誠一然らず有らべき云々○此所に右同祭といふ言落しもなり前後に此類多し本のいど亂れたりけむ○今按に考に此宮の御事一さし云れたれど鈴屋翁の辨へられたる如く違へる事多し凡て引出き又此宮の御事は外宮儀式帳等の書一委られを見

て知るべし

天皇我御命以氏。度會乃山田原乃下津石根爾稱辭竟奉流。豐
受皇神爾申久。常毛進流二月祈年。月次祭唯以六月大幣帛平
某官位姓名乎爲使天。令捧持氏進給布。御命乎申給止申。

○度會乃山田原乃 考云度會郡沼木郷山田原に坐こと
式に見ゆ○今按よ此所よ鎮坐り事儀式帳に見えたり伊
勢の五部書には種々の事あれど信難れこと先哲の説の
如し講義にも説あれど予は信難く思へば引出せ○御命
乎申給止申 講義云登由氣儀式帳に即大神宮司上版位
告刀申とある是なり
○四月神衣祭九月准此。

○考云神祇令に孟夏神衣祭義解よ謂伊勢大神宮也此

神服部等齋戒潔清以參河赤引調糸織作神衣又麻績連
等績麻以織敷和衣以供神明故曰神衣この儀等式に委
しさて神服部が織ハ絹也赤引糸即ち蠶糸よて參河の
神戸より献りて伊勢の多氣郡の服部等服部郷よ在て
織るあり又麻績連等は同郡麻績村に在て麻を以織る
なり式に服部戸二十二烟麻織戸二十二烟といへりこ
乃和妙荒妙右二氏の者始從祭月一日織作至十四日供
祭その數は大神宮和妙二十四匹荒妙八十匹とあり豊
受宮の數ハ落たを荒祭宮の料のとあを六月月次祭に
大神宮に赤引糸四十鈎度會宮に同糸三十鈎とあれハ
是に准へて知べし○後釋云考説叶は神衣祭は大神
宮にのと有て外宮にこなき事なるを考漏さきあり○

講義云此祭四月九月共十四日にあり云々こは皇大神宮と荒祭宮に限り行へる、神事なり

度會乃宇治五十鈴川上爾。大宮柱太敷立天。高天原爾千木高知天稱辭竟奉留。天照坐皇大神乃大前爾申久。服織麻績乃人等乃常毛奉仕留和妙荒妙乃織乃御衣乎進事乎申給止申。荒祭宮爾如是申天進止宣。爾宜内人稱唯。

○服部 今按よ姓氏錄に服部連天、御杵命之後也と見え神宮雜例集に引る神服連等の解狀に於神衣勤者掛畏天照坐皇大神御坐高天原之時以神部等遠祖天御杵命爲司以八千々姫爲織女奉織云々とあり○麻績 今按よ古語拾遺よ今長白羽神伊勢國麻績祖云々種麻以爲青和幣と見え姓氏錄よ神麻績連天物知命之後也といひ天神本紀に天八坂

彦命伊勢神麻績連等祖とあり○和妙荒妙 講義云大神宮式に和妙衣者服部氏。荒妙衣者麻績氏。各自潔齋始從祭月一日織作至十四日供祭とある是なり○申給止申 講義云儀式帳よ官司常例告刀申とある是也○如是申進講義云上ふるは官司の直よ神宮に向て申なるが故に申給止申といひ此なるは官司其祝詞を申して後に大神宮の禰宜内人に宣て其宮に申さしめ奉る事なる故に是に於て稱唯あるなり建久行事記よ玉串大内人詔刀申彼下部俄石壺とあるは是なり○禰宜内人 考云式に二所大禰宜者禰宜大内人毎旬率物忌父并小内人戸人等分番宿直荒祭宮にも内人二人物忌小内人各一人と有りさて禰宜ハ職事内人は番上也戸人は神戸○今按よなほ禰宜

内人の事は次月次祭の下にも出あるを見るべし
○六月月次祭准之十二月

○考云上に二月祈年六月月次祭と標して祝詞あるの
最初に出たる神祇官の二月と六月の祭と同一祝詞あ
るが如し然るをこゝに重ねて六月月次祭とて祝詞の
異なると思ふに上なるハ天皇の御使中臣の宣る詔刀
言あゝみ舉たるは大神宮司の申す祝詞也此條まゝ四
時祭式の同宮の祭の條にも使の中臣申詔刀次官司宣
祝詞と云る是なり其儀ハ式よ六月十六日祭度會宮十
七日祭大神宮其儀十五日黄昏以後禰宜率諸内人物忌
等陳列神御雜物訖亥時供夕膳丑時供朝膳禰宜内人等
奏歌舞十六日平旦齋内親王參入度會宮至板垣門東頭

下輿入外玉垣門就座於東殿門内東西各有一殿東殿設
齋内親王座左右設命婦等座西殿設女孀等座訖即神宮
司取鬘木綿入外玉垣門北向而跪命婦若女孀出受以奉
齋内親王拍手而執書鬘神宮司又持太玉串著木綿鬘木
是名太玉串
入同門而跪命婦亦轉奉齋内王拍手而執捧入内玉垣院
門就座席命婦若女孀
二人陪從避席進前再拜兩段命婦
不拜訖玉串授
命婦命婦受轉授物忌物忌受取立瑞垣西頭齋内親王還
就本座然後禰宜乃着明衣衣冠并
用生絹大神宮司着當色並執
太玉串禰宜立前大神宮禰宜立左
字治内人立右次官司次幣雜物并馬
軍行陳列次朝使進入外玉垣門當内玉垣門並皆跪先使
中臣申詔刀次官司宣祝詞訖物忌内人等昇幣帛案奉置
瑞垣内財殿齋内親王并衆官以下再拜拍八開手次拍短

手、再拜如此兩遍既而衆官退出即使及宮司以下向多賀宮不向再拜兩段拍短手兩段退就解齋殿給酒食訖入外玉垣門供倭舞先神宮司次禰宜次大内人幣帛使次齋宮主神主次察允以上一人酒立女一人持拍一人每舞了人之日采女供奉或用女嬬不參之時用禰宜内人等妻子次禰宜大内人妻訖齋宮女嬬四人供五節舞次鳥名子舞十七日參大神宮其儀同度會宮拜荒祭宮
度會乃宇治五十鈴乃川上爾大宮柱太敷立天高天原爾千木高知天稱辭竟奉留天照坐皇大神乃大前爾申進留天津祝詞乃太祝詞乎神主部物忌等諸聞食止宣禰宜内人等共稱唯
○度會乃宇治云々天津祝詞乃太祝詞乎云々講義云此詞は上ある二月祈年六月十二月月次祭詞を御使の中臣

の申畢て後に大神宮司の宣る所なり此を宮司より神主物忌に宣り聞かすればこゝにたきて稱唯ありて共々に皇大神の大前にろの天津祝詞の太祝詞を申すなり此詞を宣畢へ其幣帛を進納め然後齋内親王並衆官以下再拜拍八開手次拍短手再拜如此兩遍とあるは唯拜と奉る此もなごき其祝詞を申す心得なること云も更なり若し不然とせば大神宮よ向て申を詞に禰宜内人稱唯とあるを如何云を解かむとする○天津祝詞乃太祝詞講義云次なる御壽乎手長乃御壽止如湯津磐村云々以下の文をいふなり○今按に天津祝詞之太祝詞は元來天皇祖神の皇孫命に事依と奉り給ひと御詔詞の事なるを神を祭る詞は凡て其祝詞を本として白すことなる故に何れをも

天津祝詞の大祝詞と稱へたるも乃なる事平田翁の云れ
たるが如し○神主部云々 講義云禰宜は更なり内人物
忌ともは荒木田氏なる部を云るなり下に禰宜内人等共
稱唯とあるを照應て曉るべし然れば物忌にて神主姓な
るは上の二に屬る者なり所以に稱唯せざるにやあらむ
禰宜神主と内人神主と物忌神主と三種あるが故に部と
云り部は其群をいふ云々さて禰宜内人は職名にて神主
は朝臣宿禰等の姓の如し皇大神にては荒木田氏の人々
悉く神主なり云々○物忌 講義云雜例集なる大同本記
に神主乃女子等未婚乎物忌 定云々物忌子乎御饗殿奉
入天云々物忌去出神主物忌乎率其殿前侍云々とあるが
如し未幼少なるをもて其父も共に仕奉るなり故此は物

忌子と父とをいふ云々楮物忌との廣瀬大忌祭に云る如
く神を祭るとして供進る御饗以下の物を齋清め作り仕
へ奉る職なり○諸聞食止宜 講義云大神宮司なる人朝
廷に大御命を受賜はりて其天津祝詞を自らも此を申て
進を又神主部物忌等にも傳へ申さむる由なり宣と俗
ふ申聞
申渡すあとの意なる事既に
祈年祭の條下よ委く云へり 楮此大神宮司は京より任
られ下りて二所大神宮に神封神戸を奉行する職掌也云
々○禰宜内人 考云大神宮式に内宮には禰宜一人從六
位官
大内人四人物忌九人重男一人
重女八人父九人小内人九人外宮に
ハ禰宜一人從八
位官大内人四人物忌六人父六人小内人八人
他宮にハ禰宜など大内人二人物忌父各一人などあり
天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐堅磐

爾伊賀志御世爾幸閉給比阿禮坐皇子等乎惠給比百官人等
天下四方國能百姓爾至天長平久作食留五穀乎豐爾令榮給
比護惠比幸給止三郡國處處爾寄奉留神戶人等能常毛進
留御調絲由貫能御酒御贅乎如横山置足成天大中臣太玉串
爾隱侍天今年六月十七日乃朝日乃豐榮登爾稱申事乎神主
部物忌等諸聞食止宣神主部荒祭官月讀官神主部如是久申給止
宣神主部亦稱唯。

○常磐爾堅磐爾云々考云伊賀志御世とハ天下に天皇
の御稜威滿行れ給ふをいふ例なり然れば大御壽に續け
て其分ち無はいかゞ○講義云此文れ如くにてハ事足は
キ儀式帳及行事記には常磐爾堅磐爾伊波比與佐志給比
伊賀志御代爾云々とあり此方よて能く通じたり○阿禮

坐皇子等乎母惠給比講義云儀式帳には阿禮坐皇子等
乃大御壽乎慈比給比とあり○作食後釋云ツクリタナ
ルと訓べしタナルといふ言は續紀乃宣命などにもあり
て古言あり今世言にタベルといふ是かり○講義云行事
記にあまた此言の出さる中に食倍留とあり全くタナル
と唱へたりし是なり○五穀乎毛云々講義云行事記に
は五穀乎豐稔爾恕奉給とも五穀豐饒爾恤幸奉給なども
あり○三郡考云度會郡多氣郡飯野郡乃三は全く此大
御神へ寄せ奉り玉へる神の御縣なり○神戸は此三郡の
外に飯高壹志安濃鈴鹿河曲桑各にもあれど専なるを擧
○講義云式よ三神郡とも三箇神郡ともあり○國々考
云大和に十五戸伊賀に二十戸志摩に六十六戸尾張に四

十戸參河より二十戸遠江に四十戸是等と大神の御厨の戸
といふなり○處々爾云々 考云大和の宇陀郡より二町伊
賀の伊賀郡より二町伊賀の桑名鈴鹿阿濃壹志飯野度會郡
々の中に四十二町一段なり是を大神の大御田といふ○由
貴能御酒御費 考云由貴は齋なり凡の御物の料とは異
にて神饌に供るをば右の神田に作るに始より齋清まは
り御費の物と然して奉るなり○講義云由貴ハ御酒と御
費とに係たるなり二所大神宮とも年中齋慎て供奉る
中に殊に此三節祭は重き御祭あるが故に朝大御饌夕大
御饌以下の供進物をすべて由貴とは云なり止由氣宮儀
式帳六月始亥時至于丑時朝大御饌夕大御饌二度間量
供奉とある本註に此号由貴と記しその仕奉る所を湯貴

備奉所といひ皇大神宮儀式帳にも此以十六日夜湯貴御
饌祭仕奉と記し其料の稻を收るを湯貴御倉と云ふ此則
大御饌を本として其他へも及ぼせるなり大嘗會に悠紀
主基といふ由紀を天武天皇紀に齋忌と書れあるこの字
の意よて齋慎と清り竟あるをいふ也御酒は大嘗祭に黒
白酒の大御酒と奉る如く神宮にも黒白の大御酒の事あ
り云々御費は御饌は更にも云はず海山の味物を云なり
○置足成天 後釋云こは心得ぬ書様なり足波志とある
と高成とを合せて云るなるべしタラナシと云詞は有べ
くもあらず○講義云世記に置足天と見ゆ行事記に載す
る置所足成とあれは例の如くタラハシテと訓べし○大
中臣 講義云大神官司を云り考に御使の中臣を云と云

れたれど然にはあらき云々大神宮司神封の荷前御酒御
費を禰宜内人以下人々を率ゑ参て太玉串の前よりづく
まり居て其由と申し進ることを云なり○太玉串 考云
式の此祭の次第は着木綿、賢木、是名太玉串と註せりその
言乃下よ大神宮司并執太玉串とあり御使は玉串と執事
見え云々○今按よこの講義の説の如く大神宮司乃執
るなり然るを考よは使中臣のこと、思はれたる故に疑
はれたるよて委しかりきさて太玉串を奉る状また玉串
の由来などの事ども儀式帳に委し○隠侍天 後釋云棒
け持てその串に覆はれある状をもて云かり笠と着ると
も笠に隠ると云よて知るべし○荒祭宮云々 講義云と
は右二宮にも此天津祝詞を申して幣帛を奉れと大神宮

の禰宜内人等よ宣るなり度會宮ふり多寶宮にも云々
○九月新嘗祭但朝廷幣敷大神宮御衣

○考云大神宮式よ九月新嘗祭在內藏式大神宮御衣

三匹稱宜預五月収封云々式よ又云米三石三斗酒米十

石雜供料米廿五石鹽一石神酒廿三缶諸國の神税を以

ゆ小稅二百三十束以一把大稅一百八十束以五把斤稅

一千二百廿二束斤の此外種々あり度會同祭に御衣二

匹同上云々同上小稅一百廿束大稅八十束斤稅八百束

此外其數は減めれど皆そかはれり兩宮攝社よも各

進る物ありかくて左に日右月廿六日祭度會宮十七日

祭大神宮禰宜大内人各着明衣分頭左右宮司立中次使

忌部捧幣次馬次使中臣次使王入就内院版位使中臣申

詔刀亦神宮司宣祝詞餘儀同月次祭○講義云二所大神
宮ともよ年中諸祭中に三節祭を重としその三節祭れ
中よ此神嘗祭を以殊よ重くする所なり續紀よ延暦九
年九月甲戌奉伊勢大神宮相嘗幣帛と見えあり朝廷よ
於ても其式甚嚴重なり幣帛使と立卜る大内の御神事
の祈年月次神嘗ともよ中祀の一なり諸司此爲に齋と
又廢務あり是と以て今日の御神事の他に異なるを知
べし全く皇大神を尊と奉り給ふ餘りよ今日ハ兩宮よ
限れる御祭也○四時祭式に神嘗祭の條に右當月十一
日平旦天皇臨大極殿奉幣事見儀式其使諸王五位以上及神
祇官中臣忌部官各一人給當色執幣五人使從者三人各
給潔衣布一端但齋王參入之時就御座於大極殿事見儀式

ありて齋内親王伊勢よ趣かせ玉ふ年には大極殿ふて
行れ八省院に障ある時は神祇官廳にて行はるゝこと
なり云々

皇御孫命御命以伊勢能度會五十鈴河上爾稱辭竟奉流天照
坐皇大神能大前爾申給久常毛進流九月之神嘗乃大幣帛乎
某官某位某王中臣某官某位某姓名乎爲使氏忌部弱肩爾太
極取懸持齋里波令捧持氏進給布御命乎申給止申

○皇御孫命御命 講義云命字落ぬを今源齋恒朝臣の校
本よ依る○今按よこの命字あるべき由ハ考にも云れた
り但も古くは皇御孫乃命止稱辭竟奉などいふ例もあれ
ど此は猶あるがよさ○九月之神嘗 講義云神封神田よ
り神宮に貢奉る當年の新物をもて祭り奉るの中よ新穀

と以始めて大御饌よ忌炊き奉り又白黒酒に醸し供奉る
神事なるが故に神嘗と云て朝廷に新嘗と其事異ならせ
云々○大幣 講義云とは神宮に神嘗祭に付て奉らせ玉
ふ内藏寮の御幣なり○某官云々 講義云大神宮式に神
嘗祭幣帛使取王五位以上卜食者充之云々

○豊受宮同祭

○講義云大神宮式九月神嘗祭の條よ右月十六日祭度
會宮十七日祭大神宮と見えたり朝廷よて幣を班る、
時も先度會宮次大神宮とあり

天皇我御命以氏度會能山田原稱辭竟奉流皇神前申給
久常毛進留九月之神嘗能大幣帛乎某官某位某王中臣某官
某位某姓名乎爲使氏忌部弱肩爾太禰取懸持齋波令捧持氏

進給布御命乎申給止久申

○天皇我御命以氏 講義云大神宮のに皇御孫命大命
以とあるとかく異なるは後れて出来るならむかとも思
へども然よ非きかよもかくにも云る其頃の習俗に依れ
るなり

○同神嘗祭

○講義云よは二所大神宮に通して申を詞ある事六月
月次祭に於けるが如し此なる同字の上の二を合て受
さるよと既に云り六月月次祭此祭とも同祭の祝詞
なるを別條に出されたる事の上なるは使中臣の申す
所よして唯幣帛の事を稱り此文は大神宮司の宣る所
にして御酒御贄懸統とを擧て神嘗の由を云るなり

度會乃宇治能五十鈴乃川上爾。大宮柱太敷立氏。高天原爾千
木高知氏稱辭竟奉留。天照坐皇大神乃大前爾申進留。天津祝
詞乃太祈詞乎。神主部物忌等諸聞食止宣。爾宜內人
等共稱唯。

○申進 講義云儀式 九月十一日奉伊好由氏奉留と大

御命宣したまへる其を指るなり江次第は如常能申氏
進とも常毛奉流長月乃神嘗乃御幣曾汝中臣能申氏奉禮

ともあを云々

天皇我御命爾坐御壽乎手長乃御壽止湯津如磐村常磐堅磐
爾伊賀志御世爾幸明給比阿祿坐皇子等乎惠給比百官人等
天下四方國乃百姓爾至天。長平久護惠美幸倍給止。三郡國
處處寄奉留神戶人等能常毛進留由紀能御酒御贊懸稅千稅
餘五百稅乎。如横山久置足成天。大中臣太玉申爾隱侍天。今年

九月十七日朝日豐榮登爾天津祝詞乃太祝詞辭乎。稱申事乎
神主部物忌等諸聞食止宣。爾宜內人荒祭宮。月讀宮。爾如此久
申進止宣。神主部
共稱唯。

○懸稅 考云稅れ本をいは賦役令義解は凡官稻之源
由自田租即分爲三一曰大稅二曰糶穀三曰郡稻也此稅は
一國一國貯置也たへは十五万束の稻を民に割付て
貸し其元を大稅と云て毎年動を置く也さて貸たる利
を取て京へ上る是を糶穀といふ糶よて上る故の名也右
の大稅を田力といふは春百姓のかりて田と耕す力とい
る由なり然るを神田の稻を貸す事は無れ爰は公田
の稅の名を借て書とのくさて既に大神宮式を引が如し
五十鈴宮よ小稅二百三十束大稅一百八十束片稅一千二

百二十二束とあきば如横山積置べしそれと懸税といふ
事いふかしくて伊勢人よ問に此祭にハ新稻の穎を束ね
て竹に着て數多奉ると云へりさらハ其懸て奉りしを大
前に立れくを如横山と云べし古き物語文おとにも此事
あり又田舎にて新稻と小竹は末よ着て初穂とて奉るこ
とあるも是に似たり○千税云々 講義云たゞ數の多き
を云り行事記なるには千税餘八百税と云り○九月十七
日 考云豐受は十六日ちふ事略て註さき
○齋内親王奉入時

○考云齋王改り立たまふ時の九月の初の間ハ齋宮へ
下り着まして此神嘗祭に初めて仕奉りたまへり故よ
神嘗祭奉る詞に次て此詞は申させ玉へりさて齋王よ

立玉ひて初め野宮に坐す事三年その三年に當る八月
此末に京を立まして九月の初に伊勢へ至り給へる事
後の紀どもに見ゆ入たまふ日はトへて定む仍て朔日
或は四日なども有しされども是は後の定めにて古へ
天武天皇の御時は十月元正天皇の御時は四月聖武天
皇の御時は九月子伊勢の齋宮へ入たまひし○講義云
本に奉入とあれど今は出雲本に従へり齋宮式にト定
吉日臨河祓禊參入於伊勢齋宮とも九月神嘗祭使云々
當齋王參入之時即倍從參入とも書る例あれはなり云
々○齋内親王と聞ゆるハ皇御孫命の御手代として掛
卷もいとも畏れ天照大御神を齋奉らせ給ふ由し縁る
稱なり其始皇大神皇御孫命同大殿同御座に坐て神物

官物未だ分れざりし間に皇女等の御祭祀を主りまじし故を以崇神天皇の大御世より以降皇女を訖奉り給ふ常典とありけるならし云々○齋宮式に凡天皇即位者定伊勢大神宮齊王仍簡内親王末嫁者卜之云々とありて種々の公事神事等の事あり

進神嘗幣詞申畢次即申云辭別氏申給久今進齋内親王波依恒例氏三年齋比清麻波里氏御杖代止定氏進給事波皇御孫之尊乎天地日月止共爾常磐堅磐爾平久安久御座武止御杖代止進給布御命乎大中臣茂柁中取持氏恐美恐美申給止申

○進神嘗幣詞申終次即申云講義云此まで題号なり其詞は次に擧たるが如し云々○辭分氏云々考云上詞

ありて次より擧いふ事既多し○講義云辭分氏申給久は上り九月神嘗祭詞を申畢て次は齋内親王を奉らせ給ふ事を申させ玉ふなり○今進留講義云齋内親王初めて神嘗比祭場へ參入給ひて其儀式より預り仕奉らせ給ふその現在奉進るといふ義也○齋内親王波後釋云この波てふ詞は必や乎とあるべき事なり御杖代と定てと續く語なり波にては叶はず○今按し此説さる事なれど諸本同をければ妄に改め難し故姑く本のまゝにてあるなり○三年齋比清麻波考云右に云が如し叔古へ大和の都にては泊瀬に初めの齋宮はありさ山城の都と成てハ野宮なり○御杖代云々考云垂仁天皇紀小に以倭姫命爲御杖代貢天照大神新撰姓氏錄に山猪子連等仕奉

宮皇太子御杖代なごあり○講義云御杖代は御杖實ツツなり
垂仁天皇紀一書に云々考ふ引るさて御杖とは皇大神宮
の御杖代と申すことにて天皇の御杖の意にあらず此は
其御手に附て傳き奉る事を云なり儀式帳大物忌職掌の
條に此皇大神乎頂奉齋内親王朝廷還參上時爾云々以川
姫命大神乎令傳奉且從其時始氏大神專手附奉氏令傳奉
とあるをもて御杖代乃意を思ふべし然れば代は物實禮
代などの如く其下に添云よて御杖は皇大神よ係り代ハ
齋王に係りたること明けと云々○常磐爾今按よ舊本
此三字無死を考に落とるなりといひ正訓にも補はれた
り○御座坐志米後釋云オホマシマヤシムと訓べし
大座坐といふ云古言よ多く例あるよとなるを云々たは

しますと云も大座坐の約りたるなり云々○御杖代止進
給布御命乎 講義云上よ齋内親王波依恒例氏三年齋比
清麻波御杖代止定云々乃結び也御命は群行の時天皇比
中臣を喚て仰玉へる御命よて江次第に又勅令奉進齋内
親王者此依恒例氏三箇年間波齋清氏天照大神乃御杖代
仁定奉進内親王曾中臣宜久吉久申且奉宣禮とあるそを
受賜はりて中臣の此詞を以て皇大神の大前に申をなり
○大中臣 考云御使の中臣なり○茂鉾 考云嚴矛也○
中取持氏 考云矛ハ柄の中らを握持なるをもて神と君
との御中を事宜しく執成申由よ譬へたる言なり既に
も云る如く舒明天皇紀よ大臣所遣群御者大臣は蘇我蝦
中臣紀あとの從來如嚴矛此云伊箇取中事而奏請人等也
八氏の人也

故能宜_レ白_ニ叔父_ニ云々_ニあ_リて中臣乃_レ神に仕るも神と君との
中取る由よて中臣と云名あり云々○今按に大中臣の事
は大祓詞にいひ茂椋云々乃事はなほ中臣壽詞よ云を見
るべし

○遷_ニ奉_ニ大神宮_ニ祝詞_ニ豊受宮_ニ准_レ此_ニ

○考云凡大宮二十年一度造替正殿寶殿及外幣殿_{度會}
別宮諸社造神_{宮地定}皆採新材_{置二處}構造自外諸院新舊通用
殿年限_二進_レ之_一更_レ遷_ニ其舊宮神寶遷_ニ收新殿_ニ云々凡大神宮年限滿_ニ應_ニ修_ニ造_ニ
者遣_レ使_ニ使_レ判官主典各一人但使_{孟冬始造之神宮七院社}
十二處_{朝熊社等}さて此度山口神祭採_ニ正殿_ニ心柱_ニ祭_ニ攝社_ニ
地鎮祭造_ニ船代_ニ祭_ニ營造神寶并_ニ裝束_ニ使_ニなど種々の事は式
に委_レと_レければこゝよ畧けり○今按に考よ記されたる

凡云々とある二條とも大神宮式乃文あり但し大宮と
ある大字の下に神字脱たり○後釋云此よの祝詞と
あるは他例よ違へり

皇御孫命能御命乎以_レ皇大御神能大前_ニ爾_ニ申_ニ給_ニ久_ニ常_ニ乃_ニ例_ニ爾_ニ
依_レ氏_ニ廿年_ニ爾_ニ一遍_ニ比_ニ大宮_ニ新_ニ仕_ニ奉_ニ氏_ニ雜_ニ御_ニ裝_ニ束_ニ物_ニ五_ニ十_ニ四_ニ種_ニ神_ニ寶_ニ
廿_ニ一_ニ種_ニ乎_ニ儲_ニ備_ニ天_ニ祓_ニ清_ニ賈_ニ持_ニ忌_ニ波_ニ理_ニ氏_ニ預_ニ供_ニ奉_ニ辨_ニ官_ニ某_ニ位_ニ某_ニ姓_ニ名_ニ
乎_ニ差_ニ使_ニ氏_ニ進_ニ給_ニ狀_ニ乎_ニ申_ニ給_ニ久_ニ申_ニ。

○皇御孫能御命 後釋云孫の下に命字あるべきと落た
るか○今按よ如此る例も間あれど猶命字を補ふ方よし
出雲本にあれば今加ふ○廿年爾一遍比大宮新仕奉氏
講義云凡大神宮二十年造替正殿寶殿及外幣殿云々とあ
る是よてそは既に引るごとく雜事記に天武天皇朱雀二

年乙酉九月廿日依左大臣宣奉勅伊勢二所大神宮御神室物等差勅使被奉送畢宣旨狀備二所大神宮御遷宮事廿年一度應奉令遷御立爲例也と見えたる此御例を天地と共彌遠長傳ふさせ給ふが故に常例爾依氏とは申す也朱雀三年以往之例二所大神宮殿舍御門御垣等官司相待破損之時奉修理之例也而依件宣旨定遷宮之年限又外院殿舍御倉四面重々御垣等所被造加也とありて夫より以來東西定て更に其地大宮柱太敷立高天原千木高知て稱辭定奉ること書典に記をまでもあらき見たり聞たり人の能知れるが如し○御裝束物云々神寶云々考云この御裝束神寶々な式に委し○儲備氏秋清良考云宮材を採る山口祭の時より始て度々の抜あり殊に御裝

束を奉る前には大裏を始めて京城近江伊勢また大神宮よても御使立て祓の事あり○辨官某位云々考云是は造宮使の外に右の裝束雜物を送奉る御使に辨大夫一人史一人史生一人宮掌一人使部二人太政官より出立かり神祇官よりも史史生神部卜部等として部領し送奉る也又九月十四日に粧飭度會宮十五日奉徙御像御船代をいふ同日粧飾大神宮十六日奉徙御像○今按に大神宮の御事は延曆大神宮儀式帳同豐受宮儀式帳延喜大神宮式建久大神宮年中行事記また大神宮雜事記の類を併讀て詳なる事を知べし

○遷却崇神祭

○今按に考に祭詞二字を加へて理に依て補ふとある

を後釋よ祭字ハさる事なれど詞字ハ例よ違へりと云
れたり○講義云上件祈年祭より以下遷奉大神宮祝詞
までは凡て四時祭の統屬なるを此より以下出雲國造
神壽詞よ至るまで三段は共に臨時祭の部類にて其事
其時を得て被行るゝ神事なり但右の四時祭といふ中
中ふ齋内親王奉入時及遷奉大神宮祝詞の二段は毎年
の事ふと非色也此二つ共ふ九月神嘗祭の度ハ在ガ
故ふ今も四時祭詞の統屬ふ入されども其實ハ是
も臨時ふある事ある由其詞の下よ注せるガ如ク
臨時祭式をもて推すに遷却崇神祭といふ條あること
無くと雖此詞乃題號とハ其祭號の異よとて載られ
るべくたほえたれば此詞文とそ乃臨時諸祭の幣物と
を合せて曉り得べき凡ての例よ倣ひて今此を校合せ
見るよ似着しき物種々あり其一ハ霹靂神祭の幣物此

詞よ載る所と大に同おきが云々此其遷却崇神祭の一
なりとハ知られたり二には同式よ羅城御贖といふ一
條あを云々臨時祭式よ付て事狀と考るに或は霹靂の
度に當をてハ其怒氣を山野よ移と或は八衢祭を行は
れて京城内の妖氣を攘ひ或は疫癘の時などはその疫
神を祭りて不正の氣を逐ふとそれもこれも崇神乃
心なるガ故よそと祭り和め遠く迂し却ふよつきては
何れにも此詞と用るるゝものと見ゆれば臨時祭式
に別に迂却崇神祭といふ條は立らるまじれことなり
云々三にハ臨時祭式に宮城四隅疫神祭云々畿内十處
堺疫神祭云々とあるは上なる道饗祭の條よ注る如く
ろの疫神と云は疫と防く神よて所謂る障神祭なるガ

云々さて道饗祭は障神を齋ひて鬼魅の外より來るを
路上に饗ひ過めて其内をして安かとしむるの祭なる
を此祭は或ハ霹靂或は疫癘等の時に當りてその荒ひ
健ふる神靈を外に遷し出しめてその内にある所の妖
氣を攘ひ逐ふことなり此即ち四時祭と臨時祭とに相
分る、所以なるものなり

高天之原爾神留坐氏事始給志神漏岐神漏美能命以氏天之
高市爾八百万神等乎神集集給比神議議給氏我皇御孫之尊
波。豐葦原能水穗之國乎安國止平久所知食止天之磐座放氏
天之八重雲乎伊頭之千別爾氣千別氏天降所寄奉志時爾誰神
乎先遣志波水穗國能荒振神等乎神攘攘平氣武神議議給時爾
諸神等皆量申久天穗日之命乎遣而平止氣武申支是以天降遣

時爾此神波返言不申氏次遣志健三熊之命毛隨父事氏返言
不申。又遣志天若彥毛返言不申氏高津鳥殃爾依氏立處爾身
亡支。是以天津神能御言以且更量給且經津主命健雷命二柱
神等乎天降給比荒振神等乎神攘攘給比神和和給且語問志
磐根樹立草之片葉毛語止且皇御孫之尊乎天降所寄奉支。如
此久天降所寄奉志四方之國中。止大倭日高見之國乎安國止
定奉且上洋磐根爾宮柱太敷立高天之原爾千木高知且天之
御蔭日之御蔭止仕奉且安國止平久所知食武皇御孫之尊乃
天御舍之内爾坐須皇祭等波荒備給比健比給比崇給事無志
高天之原爾始志事乎神奈我良毛所知食氏神直日大直日爾
直志給比自此地波四方乎見靈山川能清地爾遷出坐氏吾地
止字須波他坐止進幣帛者明妙照妙和妙荒妙爾備奉氏見明

物止鏡翫物止玉射放物止弓矢打斷物止太刀馳出物止御馬
御酒者賦戶高知賦腹滿雙豆米爾穎爾山爾住物者毛乃和物
毛能荒物大野原爾生物者甘菜幸菜青海原爾住物者儲廣物
鱈狹物與津海菜邊津海菜爾至爾萬氏橫山之如入凡物爾置所
足氏奉留宇豆乃幣帛乎皇神等乃御心毛明爾安幣帛乃足幣
帛止平久聞食氏崇給健備給事無之山川之廣久清地爾遷出
坐氏神奈我良鎮坐止稱辭竟奉止申。

○神留坐耳 後釋云おは皇御孫命を天降し奉りたまふ
事よつ死て云ひ出る語なれば神留坐氏と姑く語を切り
て下文の天津云々へかけて見れば云々○天之高市 考
云高ハはめいふ言市ハ天下を集へるゝ由なり云々○
記傳云市とは四方より人れ集る所と云なれば必るも物

るそのみ云名京をもかめて高市といふべきなり神代よ
よハあらヤ京をもかめて高市といふべきなり神代よ
高天原よても會八十萬神於天高市と有て人の集る所を
いふ名也大和國乃高市郡も神武天皇乃畝火宮の地よ就
て此名なるべし○講義云天國の中よて諸神等の集會た
まふ域を云り神名秘書爾天之高市天宮是也とあるが如
し神代紀一書よ故會八十萬神於天高市而問之とあるよ
正書よ八十萬神會天安川邊とわれは天安川の邊なる平
地乃最高處をいふ市とは神等を集る料に設たる所なる
を以いふ後に交易人れ集ふ所を市と云も是より出たる
也○今按よ多加伊知と訓べ死ことゝれはゆれど古事記
よ多氣知と見江和名抄にも多介知とあり古くより約て
云ひ習ひしなるべし○我皇御孫之尊波云々 講義云此

段すべて大祓詞に同じ云々天より降りつぎ玉へる大綱
を先づ此にかく云れきて次に荒ふる神云々此事を讀て
小目とせるなり○神議議給時爾諸神等皆量申久 考云
上の議は漢ふりに書き下の量は皇朝の言を專として書
つ○皇朝にはかるといふことは手を以物を量るがもと
なりそれを轉じて目もてはかり言もてはかるをも云り
そは上下の言にて明かに分るめり漢國にてはそれをと
とくよ字を造りて目あるとせり云々○天穗日之命
考云此命ハ須佐之男命の御子也○今按に此神須佐之
男命の吹生し玉へるなれと天照大御神の御統玉を物實
とすれば天照大御神の我御子也と詔ひしこと紀記の本
文の如し然るをたゞ考乃言の如く云ては皇統も須佐之

男命より出たる如くよていかゞなり此ハ大義に係る事
にて思ひ誤る人もあれは殊さゝに論ふなり○健三熊之
命毛隨父事且 考云父は穗日命事は言なり○天若彦
今按に天若彦がこと紀記よ委しく人も大方知れるが如
し○高津鳥殃云々 考云此は各無雉を云り云々○講義
云こは天神の御罰なれば此を殃といふべきならぬども
云々こは國つ神のさる所由は知らざる間の諺を以傳へ
たるなり○經津主命健雷命云々 今按にこの二神のこ
と日本紀に詳あり○神攘々給云々 講義云神代紀一書
に故經津主神以岐神爲郷導周流削平有逆命者即加斬戮
歸順者仍加褒美云々とあり右の有逆命者即如斬戮はこ
の神攘々に當り歸順者仍加褒美は此の神和々に當れり

云々○如此久天降所寄奉志云々 考云こゝの句ども大
祓詞に全く出てそこよ考もいひづ○講義云當世乃天皇
の大宮造の事を申せること全く大祓詞に同く上に皇孫
尊云々天降寄奉支とあるは天より始め下り來坐る瓊
々杵尊乃御事を申せるが其初國知し、大宮造の事を一
に兼て云降せるものなり○天之御蔭云々 考云仕奉の
上よ美豆乃御在所ちふ言あるべれをこゝよ省れて次
下に云も文也○講義云上に天之御舍の事なるべれをそ
は下へ廻して其用ある所に置いて爰はかく云て其天之御
舍を造仕奉ることを申せる也 大祓詞に天皇御孫命の美
豆乃御蔭止懸坐豆とあるは下に御舍の用ありて下に云り
を此は其天之御舍之内爾云々とその用ありて下に云り
○安國止平 久氣 知食武 講義云天神等の上件の如く此國

の荒ふる神と言向けさせ給と皇御孫命の安國と平けく
知しめすべく物と玉へれは其御殿の内に於て其妨け奉
るよとの無さ答の事なれば先此よかく云て下に神等れ
荒び健ひ崇ることを述て其義を戦はせたるなり○天御
舍之内爾坐 講義云天皇の御殿に崇となして坐れ神と
云ふとの事なり天御舍の古事記に天之御舍とありかく
て天某と云は天上乃物は凡て美たく麗さを其に擬ひ
物するをいふ云々坐は次に荒備給比健備給比崇給云々
とあるそ乃如くして天皇の大殿内よ在すを云○今按に
後釋に内爾の下よ入來なとの字ありしが落ぬるなるべ
しと云れたる一わよりは然る事乃如くなれど講義の説
よて聞えたれば本れまゝにて宜し○皇神等 講義云何

れの神の御心とも知られぬもあるが爲に廣く皇神等といへるなり○高天原爾始志事乎云々 講義云皇孫命の御世の次々受給ひ保給ひて天下に敷給ひ行む玉ふ大御政はしも皇祖天神の御事依と坐る神代の古事に依せ給はさる所なきを殊に天社國社の皇神等と齋き祭らせ玉ふ御業のしも高天原に事始めて傳へさせ玉ふ所なり云々崇神を遷却^{ウツ}ことも申迄もなく皇祖天神の始させ玉ふ所なればかく高天原に始と事とは云へり○神奈我良毛所知食^イ 考云この理を云ひ明らかむとて上は天津御祖の詔云々の事どもを擧いひあるハ文理宜しきなり○神奈我良毛は孝德天皇紀の詔爾^ニ惟^ニ神^ニ亦^ニ自^ニ有^ニ神^ニ道^ニ也^ニ 我子應治故寄是以與^ニ天地之始^ニ君^ニ臨^ニ之國也^ニまた万葉に神隨

神佐備世須登とればよくよめり即ち神にたはむがまへにちふ言也こゝへそれを本より知たへする神に更に申す由に云りながらちふ言後世人のたもふとは異にて古はそのまへといふ言にのこいへり○講義云崇をなれ神も神みてませば此天官事を疾く知るにめし辨へさせ玉ふとなり○神直日云々 考云上の大段祭の詞に云つ○講義云その荒び繼ひ崇りまへ禍事をもて直志玉ひてろを遷し却ふ其神の持罷り返玉ひてなり○自此地波 講義云天皇の御舎の内と云り但その大宮所の總てに保れるを以てさ○四方乎見靈云々 考云光仁天皇紀の詔にも見るべし○見行^{ミヤコト}弄^{ノゾク}賜^{ミタマ}奉^{ホウ}山川能淨^ニ所者^ニち^ニふ^ニ言^ニあり^ニ○講義云高き處を云へり祈年祭月次祭の大神宮爾皇神乃見靈志坐四方

國云々とありそは上天より此國を見察りて坐すを云なるが此は山川の清き地より四方を見晴すを○云今按に山川は山と川となれば川を清て訓べし濁りて訓ば山乃川といふ事になるなり○遷出坐氏 講義云その崇と爲居る此地より山と川と乃清き地へ移はし出し奉るまにく 出行せまへとなり○宇須波伎坐世 考云この言は古事記に問大國主神云々汝宇志波那流葦原中國者云々万葉に宇志播吉伊麻須諸能大御神等また字を借ては牛掃神牛吐なども書たりこゝに宇須と有と音通へりかくて言の意は丹波道主王と申を美知宇斯王とも書るをむかへて宇志ハ主の意なるを知り波伎は張なを万葉に山吹を山振と書き芽子と流利ともよめる如く伎と

利と通はしいふこと常也然ればこゝは山川を主張坐ちふこと也○記傳云これも然ることかれど猶張を波久と云る例なければいかゞ波久は佩刀着脊など乃波久と同くて身よ着て持つ意からむか猶考ふべし○見明物止鏡 講義云鏡は向ひ見る料の物なる故に云り明は詔辭解に物を見て心を晴すなり云々○翫物止玉 講義云見めて、翫弄也 玉を手に取持て賞翫し射放物止月矢 講義云弓を引放て物を射るを云なり○打斷物止太刀 講義云打は討なり斷ハ切なり云々物を刈斷つ故に太刀と名けあるその用を云也○馳出物止御馬 講義云馬ハ走出る料なる由かり○米爾毛 云々 今按に鈴屋大人ハ疑はれたれど講義に米爾毛は右れ和稻に當り穎爾毛は右の荒

稻に當れは姑く本のまゝにて有むと思ふと云へるに從ふべし。○八物 今按に考に八取机物といふを略ける也とてヤトリノモノと訓れ後釋は凡物乃誤なりとてツクエモノと訓く凡代物と云に同トとあり。○御心毛 明爾 考云荒ふる時ハ心くらく和める時ハ心明らかなり。○講義云明は其遷却するに依て幣帛とも奠らるゝことを限なく聞食てなり。

○遣唐使時奉幣

○考云臨時祭式に開遣唐船居祭住吉と有同くあるべし也云々同式爾開船居時神祇官差使向社祭之とある是也船居とは湊に船を留め置く處をいふ續日本紀に播磨國の某が船居の地と奉りて位を賜はりしこと

もありさて開船居とは初めて其湊を榜出るをいふ万葉爾朝開とてとき行など多くよめるを擧て冠辭考よ委しく云ひつ異國へ御使遣さるゝ事推古天皇十五年紀に大禮小野妹子遣唐國とあり云々

皇御孫尊乃御命以氏住吉爾稱辭竟奉留皇神等乃前爾申賜久大唐爾使遣佐牟爲爾依船居無氏播磨國與船乘爲氏使者遣佐牟所念行間爾皇神命以氏船居波吾作登教悟給比那我良船居作給波部禮悅備嘉志禮代乃幣帛乎官位姓名爾令持棒氏進奉登中。

○住吉 考云是ハ神代紀に伊奘諾尊筑紫櫛原に身禊して生玉ふ底筒男中筒男表筒男三神也さて神功皇后新羅よを歸りまを時此三神の誨に依て穴門山田邑よ其荒魂

を祭らるその明年皇后の御舟攝津國牟古水門に入給は
むとするに御船回て進ざりし時この三神誨へ玉はく吾
和魂居大津、津中倉之長峽使因看往來船於是隨神教以鎮
座焉則平得度海と紀に云り此大津は即万葉よ住吉の三
津に船乗りと遣唐使のことをよめる同じ津なり○神名
式に攝津國住吉郡住吉坐神社四座名神大月次とあり是
は其後神功皇后をも齋ひ奉りて四座と云り○住吉は須
美の延ちふ假字ありて須美與志ちふ言は無し古へ波
吉を延と云り云々○講義云住吉社に付て祭るとは古
事記韓國御言向の御諭言よ是天照大御神之御心者亦底
筒之男中筒之男上筒之男三柱大神者也云々我之御魂坐
于船上而云々以可渡とある如く彼韓國を歸せ玉ふこと

天照大御神の大御心と専ら此住吉大神の執行はせ給ひ
と古事のある故に徒に船路の守護のとならむ凡て外國
乃事よ此時より始めて預り玉ふ所謂あるが故なりそは
新羅を平竟て歸り玉へる條に再以其御杖衝立新羅國主
之門即以墨江大神之荒御魂爲國守神而祭鎮還渡也とあ
るをもて知るべし○稱辭竟奉今按よ原本よこの稱字
なきを考よ補はれ講義にもそれに從へり○大唐考云
唐法を受るよあらぬに大と貫ふの奈良人のひが言也云
々○今按にこきのとならむ後にも大明などいふ皆同
非事なり但し古くは唐國をも蕃例に入たる御さだめな
れば大字必しも貫としてにあらむ此事鈴屋大人氣吹舎
大人なども云れたることあり内外の別を明かにせむ人

よく心得居べしことなり○使遣左牟 考云遣唐使なり
○播磨國利興 講義云上ノ使遣さむとある大御使の播磨
國より船乗して其船居と開き渡るを云なを○今按レ此
は寶津なること講義レいへり○船乗爲レ豆 後釋云乗下
なる止字は後人のさかしらに加ふるものにして船乗と
てなり○使者遣止左牟 後釋云者は辭レなりされば此使も
上ノ云る使と一にて遣唐使と云なり云々後の心もて思
へは同じ遣唐使のよとを二たび云はむは煩レし様あれ
とも如此云う反て古語のさまにはありける○勢悟給北
那我良 考云これも既レ云ふ神隨レのながらにひとし教
へ玉ふまゝレみちふことなり○船居作給波部禮 考云この
頃難波の湊塞れる事ありて播磨の津より發レむと議り給

ひとに神の御誨ありて忽船津の開けし時乃事と見レた
り○禮代乃 考云こ乃言次の神賀詞に神禮自利臣禮自
といひ續日本紀の伊勢大神宮への詔レ禮代の大幣とも
あり其外レも見ゆるやレはるやまひりへり申す事代レそ
の奉る物寶をいふ古事記に 安康 盜取其禮物之玉崇神天
皇紀に取レ倭香山土裏領中頭祈日是倭國之物實反レ之を
等なり云々○幣帛乎官位姓名爾使捧持氏 講義云臨時
祭式ノ開船屋祭云々右神祇官差使向社祭之と見ゆる
これなり○進奉止久申 考云こは御使の宣る詞なり又こ
の時住吉レ祝部の申す祝詞も有つらむ万葉十九に天平
五年遣唐使に餞する時の歌に住吉レ伊都久祝が神言と
行得も來得も船は早けむ又同時贈使歌そらレつ山跡國

青によし平城の京師ゆかして難波にくたり住吉の三
津に船のりたゞ渡り日入る國に造さゆわがせ乃君を懸
まくのもゆし恐き住吉の吾大と神船のへようしは死い
まゝ船とも爾御立し坐てさしよふ磯の崎々よきはて
む泊々よ荒風波爾あはせ平けく率て歸りませもどの
國家よちふ意詞々の祝詞よ有をもてよめるなるべし○
後釋云此祝詞は語とゝのむて古とよは古への御代よ此
云々の事のありし時よ作れりと祝詞なるを後まで用ゐ
られしにや

